

豊中市立庄内さくら学園中学校PTA規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、豊中市立庄内さくら学園中学校PTAと称する。

第2条 (目的)

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福の増進をはかることを目的とする。

第3条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の活動を支援する。
2. 会員相互の資質向上のために、研修等をすすめる。
3. 学校の教育環境の整備をはかる。
4. 公教育を充実することを努める。
5. 民主的な教育を推し進め、国際理解、親善に努める。

第4条 (方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. この会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、またその他のいかなる職務の候補者を推薦することもできない。
2. この会は、児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
3. この会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉も受けてはならない。
4. この会は、学校の管理や人事に干渉しない。

第2章 組織

第5条 (会員)

この会は、次の者を会員とする。

1. 庄内さくら学園中学校に在籍する生徒の保護者
2. 庄内さくら学園中学校の校長及び教職員
3. 会員は、すべて平等の権利を有する。

第6条 (会計)

1. この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、およびその他の収入によってまかなう。
2. 会費は、一家庭月額200円とする。
3. この会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7条 (役員及び役員の選出)

この会の役員は次のとおりである。

会長	1名	保護者
副会長	2名	保護者

書記 1名 保護者または教職員

会計 1名 保護者

*必要な場合は、特に役職・人数を限定せず、役員団として活動できる。

(ただし、金融機関との取引等については会計担当を代表者とする。)

役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

第8条 (役員を選出)

1. 12名の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。ただし、原則として役員(第7条)は指名委員から除くものとする。
 - ① 各学年の中から互選により3名を選出、計9名の指名委員を選出する。
 - ② 教職員の中から互選により**2名**の指名委員を選出する。
 - ③ 実行委員の中から互選により1名の指名委員を選出する。
2. 役員候補者の名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
4. 役員は、年度最終の総会において同意を得なければならない。
5. 新役員は、4月1日より就任する。
6. 指名委員は、委員長1名、副委員長1名を指名委員会の中から選出する。ただし委員長、副委員長は、子どもが第3学年在籍の者を除外できる。
7. 指名委員の選出においては、次の者を除外できる。
 - ① 同委員を務めた保護者の属する世帯。
 - ② 当該年度に実行委員を務めた保護者の属する世帯。
 - ③ 役員(第7条)を務めた保護者の属する世帯。

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりである。

1. 会長は、この会を代表し、下位の活動を総合的に管理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会ならびに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は、本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、年度最終の総会において会計監査委員会の監査を経て決算報告する。

第3章 会議

第10条 (総会)

総会およびその招集は次のとおりである。

1. 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
2. 総会は会長が招集し、定足数は3分の1(委任状を含む)とする。
3. 総会は年2回以上開く。ただし実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長が臨時に総会を招集する。
4. 総会の議決は、出席者の過半数で決める。

第11条 (実行委員会)

実行委員会は、本会の役員、各種委員会の委員長・副委員長、校長、教頭およびPTA担当教職員によって構成される。

第12条（実行委員会の任務）

実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 各種委員会によって次のとおりである。
2. 総会に提出する議案を調整する。
3. 必要のある場合に、特別委員会を設ける。
4. 役員欠員が生じたとき、総会にはかりこれを補充する。
5. その他、会員により委任された事務を処理する。
6. 実行委員会は、会長または委員の2分の1以上の要求があったときに開催する。
7. 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席を必要とする。

第13条（委員会の選定）

委員会には、常任委員会、特別委員会、指名委員会及び会計監査委員会の4つがある。

1. 常任委員会の委員長は、役員及び校長の同意を得て、会長がこれを委嘱する。任期は1年とする。
2. 特別委員会の委員長は、実行委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
3. 常任委員会及び特別委員会の委員は、それぞれ委員長によって選ばれる。
4. 常任委員会の種類、委員数については、細則にて定める。

第14条（会計監査委員会）

1. 会計監査委員会の委員は、役員及び校長の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 会計監査委員会の委員長は、委員の互選による。
3. 会計監査委員会は必要に応じ、会計監査を行うことができる。
4. 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、その結果を年度の最終の総会に報告する。

第15条（細則）

1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
2. この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第4章 細則

第1条（総則）

1. 会員の移動および新役員に関する報告ならびに年間計画および収支予算の審議決定は、年度当初の総会で行う。
2. 会計監査を経た収支決算の報告は、年度最終の総会で行う。

第2条（常任委員会）

常任委員会として、企画委員会、文教保体委員会、施設厚生委員会、広報委員会、生活指導委員会を置く。

1. 常任委員会は、委員長、若干名の副委員長および委員で構成する。
2. 企画委員会は、各種委員会の意見を総合調整して年間計画を立てる。
3. 文教保体委員会は、学校の衛生管理に協力するとともに生徒ならびに会員相互の親和と教養に関する計画にたずさわる。

4. 施設厚生委員会は、会員ならびに生徒の福利厚生をはかるとともに、学校施設の整備と環境の美化にも協力する。
5. 広報委員会は、会員に対し、また必要に応じてその他地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。
6. 生活指導委員会は、生徒の校外生活の見守りに努める。
7. 校長は、学校管理ならびに教育上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第3条（学級委員会）

1. 各学年の委員長1名、副委員長1名は、役員および校長の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
2. 学級委員会は、各学年委員長および副委員長ならびに各学級の会員中より選出された委員によって構成する。
3. 各学級の学級委員会への人数は委員長、副委員長、委員を含む2名とする。
4. 学校の教育活動を盛んにするため、担当教職員と保護者の連絡にあたり、教育環境の整備と学級活動の向上に協力する。

第4条（改正）

この細則は、実行委員会において構成員の3分の2以上の賛同がなければ改正することができない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

令和2年（2020年）4月 1日 施行

令和3年（2021年）3月12日 一部改訂